

川崎市公報

毎月2回10日25日発行

発行所 川崎市役所

印刷所 文昭堂印刷所

購読料(前納)

1年 10,800円

1月 900円

目 次

[条例]

- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第42号) 2
- ◇川崎市区役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例(第43号) 3
- ◇川崎市子ども文化センター条例の一部を改正する条例(第44号) 3
- ◇川崎市自転車競走実施条例の一部を改正する条例(第45号) 4
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(第46号) 4
- ◇川崎市立看護短期大学条例の一部を改正する条例(第47号) 5
- ◇川崎市交通災害共済条例を廃止する条例(第48号) 5
- ◇川崎市特別工業地区建築条例等の一部を改正する条例(第49号) 6
- ◇川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例(第50号) 7
- ◇川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第51号) 8
- ◇川崎市市民館条例の一部を改正する条例(第52号) 8
- ◇川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例(第53号) 8
- ◇川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(第54号) 9
- ◇常勤の監査委員の期末手当及び管理又は監督の地位にある職員等の管理職手当の特例に関する条例(第55号) 19

[規則]

- ◇川崎市事務分掌規則の一部を改正する規則(第98号) 20
- ◇川崎市職員の給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則(第99号) 20
- ◇平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置を定める規則(第100号) 20

- ◇川崎市公舎管理規則の一部を改正する規則(第101号) 21
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第102号) 21
- ◇川崎市自転車競走実施規則及び川崎市自転車競走競技規則の一部を改正する規則(第103号) 21
- ◇川崎市余熱利用市民施設条例施行規則の一部を改正する規則(第104号) 22
- ◇川崎市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(第105号) 22
- ◇川崎市化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第106号) 25
- ◇川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則(第107号) 26
- ◇川崎市特別工業地区建築条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第108号) 27
- ◇川崎市火災予防規則の一部を改正する規則(第109号) 27
- ◇川崎市金銭会計規則及び川崎市下水道事業財務規則の一部を改正する規則(第110号) 32
- [水道局規程]
- ◇川崎市水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程(第36号) 32
- ◇外国の地方公共団体の機関等に派遣される川崎市水道局企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(第37号) 35
- ◇川崎市水道局企業職員の特例一時金に関する規程を廃止する規程(第38号) 36
- ◇川崎市水道局企業職員の管理職手当の特例に関する規程(第39号) 36
- ◇川崎市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程(第40号) 36
- ◇川崎市水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程(第41号) 37
- [交通局規程]
- ◇川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程(第33号) 39

川崎市小田こども文化センター	川崎市川崎区小田2丁目16番9号
----------------	------------------

を

川崎市小田こども文化センター	川崎市川崎区小田2丁目16番9号
川崎市旭町こども文化センター	川崎市川崎区旭町2丁目1番5号

に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(川崎市青少年センター条例の廃止)
- 川崎市青少年センター条例(昭和39年川崎市条例第25号)は、廃止する。
(川崎市ふれあい館条例の一部改正)
- 川崎市ふれあい館条例(昭和63年川崎市条例第23号)の一部を次のように改正する。
第9条(見出しを含む。)中「事業の運営」を「管理」に改める。

川崎市自転車競走実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第45号

川崎市自転車競走実施条例の一部を改正する条例
川崎市自転車競走実施条例(昭和37年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「行なう」を「行う」に、「自転車競技法施行規則(昭和23年商工省令第28号)」を「自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号)」に改める。

第2条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「責」を「責め」に、「第2条」を「第4条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第46号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成

11年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。

目次中「第104条」を「第104条の2」に、「第3節自動車管理計画の策定等(第105条～第110条)」を「第3節 自動車排出ガスの排出抑制等に関する指針(第105条～第110条)」に改める。

第100条の見出し中「義務」を「責務」に改め、同条第2項中「自動車の販売を業とする者」を「自動車販売業者」に、「自動車環境情報を説明するよう努めるとともに、当該自動車を購入しようとする者から自動車環境情報についての説明を求められた場合には、当該自動車に係る自動車環境仕様書を提示して」を「自動車環境情報について、当該自動車に係る自動車環境仕様書を交付して」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「自動車の販売を業とする者」を「自動車販売業者」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

自動車の販売を業とする者(以下「自動車販売業者」という。)は、低公害車の普及に努めなければならない。

第100条の次に次の4条を加える。

(自動車を販売する者への勧告等)

第100条の2 市長は、自動車販売業者が、正当な理由がなく前条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、第1項の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(低公害車の販売状況の報告)

第100条の3 市長は、自動車販売業者に対し、低公害車の販売状況について報告を求めることができる。

(自動車を製造する者の責務)

第100条の4 自動車の製造を業とする者は、低公害車の開発に努めなければならない。

(自動車を整備する者の責務)

第100条の5 自動車の整備を業とする者は、自動車の整備を行うときは、自動車の排出ガスを浄化するために当該自動車に備え付けられた装置を点検し、その結果を当該自動車の整備を依頼した者に対して説明するよう努めるとともに、当該装置の適正な管理について必要な助言を行うよう努めなければならない。

第102条中「の運転をする者」を「を運転する者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 自動車を使用する事業者は、当該自動車を運転する者によって、前項の規定が遵守されるように、適切な措置を講じなければならない。

第102条の次に次の1条を加える。

(自動車を運転する者等への勧告)

第102条の2 市長は、自動車を運転する者又は自動車を使用する事業者が、前条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第103条第1項中「前条ただし書」を「第102条第1項ただし書」に改める。

第10章第2節中第104条の次に次の1条を加える。

(外部電源設備の設置)

第104条の2 冷蔵又は冷凍（以下「冷蔵等」という。）の装置を有する貨物自動車の貨物の積卸しをする施設の設置者は、当該貨物自動車が貨物の積卸しのために停止した場合において、当該貨物自動車の原動機を停止した状態で当該貨物自動車の冷蔵等の装置を稼働させるための外部電源設備を設置するよう努めなければならない。

「第3節 自動車管理計画の策定等」を「第3節 自動車排出ガスの排出抑制等に関する指針」に改める。

第105条及び第106条を次のように改める。

第105条及び第106条 削除

第107条中「の使用事業者」を「を使用する事業者」に改める。

第108条から第110条までを次のように改める。

第108条から第110条まで 削除

第129条第1項中「事業所」の次に「若しくは自動車の所在すると認める場所」を加える。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

川崎市立看護短期大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第47号

川崎市立看護短期大学条例の一部を改正する条例

川崎市立看護短期大学条例（平成6年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表の1 入学選考料等の表中

18,000円	83,100円	166,200円	年 額	361,800円
9,800円	13,850円	27,700円	1 単位	13,800円
			1 単位	13,800円

9,800円	13,850円	27,700円	1 単位	13,800円
9,800円	41,550円	83,100円	月 額	27,600円

を

18,000円	84,600円	169,200円	年 額	379,200円
9,800円	14,100円	28,200円	1 単位	14,400円
			1 単位	14,400円
9,800円	14,100円	28,200円	1 単位	14,400円
9,800円	42,300円	84,600円	月 額	28,900円

に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

川崎市交通災害共済条例を廃止する条例をここに公布する。

平成14年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第48号

川崎市交通災害共済条例を廃止する条例

川崎市交通災害共済条例（昭和42年川崎市条例第24号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成15年8月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第5項の規定は公布の日から、附則第6項から第8項までの規定は平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前に発生した交通事故による災害に係る共済見舞金の支給及び請求については、なお従前の例による。

- この条例の施行の日の前日において川崎市交通災害共済運営協議会委員である者の任期は、廃止前の条例第12条第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

- この条例の施行の際現に廃止前の条例の規定により貸付中の者に係る共済貸付金の償還及び返還については、なお従前の例による。

(新入学児童の特例)

- 平成15年4月1日以後に小学校又は盲学校、^{ろう}学校若しくは養護学校の小学部に新たに入学する者については、廃止前の条例第5条第3項第2号及び第6条第3項の規定は、適用しない。

(川崎市基金条例の一部改正)

- 川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。